

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律の施行に伴う取引参加者規程施行規則等の一部改正について

目次

(ページ)

1. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表 ······ 1
2. 取引資格取得の審査に関する規則の一部改正新旧対照表 ······ 3

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(合併等の承認申請)	(合併等の承認申請)
第4条の3 (略)	第4条の3 (略)
2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 合併等に係る取締役会議事録の写し(<u>監査等委員会設置会社</u> にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの)	(2) 合併等に係る取締役会議事録の写し(<u>委員会設置会社</u> にあっては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの)
(3) ~ (7) (略)	(3) ~ (7) (略)
(報告事項)	(報告事項)
第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。	第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。
(1) ~ (8) の3 (略)	(1) ~ (8) の3 (略)
(9) 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあっては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）の変更に関する取締役会で決議（ <u>監査等委員会設置会社</u> にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）又は理事会で決議を行ったとき（外国法人にあっては、資本金の額（持込資本金の額を含む。）の変更に関する決議又は決定を行ったとき）。	(9) 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあっては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）の変更に関する取締役会で決議（ <u>委員会設置会社</u> にあっては、執行役の決定を含む。）又は理事会で決議を行ったとき（外国法人にあっては、資本金の額（持込資本金の額を含む。）の変更に関する決議又は決定を行ったとき）。
(9) の2～(26) (略)	(9) の2～(26) (略)
2 (略)	2 (略)
(取引資格取得申請)	(取引資格取得申請)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 前項の取引資格取得承認申請書には、次の各	2 前項の取引資格取得承認申請書には、次の各

<p>号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの）又は理事会議事録の写し</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>（取引資格喪失申請等）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの）又は理事会議事録の写し</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>（取引資格喪失申請等）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

取引資格取得の審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格取得申請者の審査)</p> <p>第2条 取引資格取得申請者（以下「申請者」という。）の取引資格の資格審査は、申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) 形式基準</p> <p>取引資格の取得の日までに、次の a から c までに掲げる区分に従い、当該 a から c までに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者</p> <p>(a) 株式会社（取締役会及び監査役、<u>監査等委員会</u>又は<u>指名委員会等</u>を置くものに限る。）又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人（国内に営業所又は事務所を有する者に限る。）であること。</p> <p>(b) ~ (e)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。</p>	<p>(取引資格取得申請者の審査)</p> <p>第2条 取引資格取得申請者（以下「申請者」という。）の取引資格の資格審査は、申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) 形式基準</p> <p>取引資格の取得の日までに、次の a から c までに掲げる区分に従い、当該 a から c までに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者</p> <p>(a) 株式会社（取締役会及び監査役又は<u>委員会</u>を置くものに限る。）又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人（国内に営業所又は事務所を有する者に限る。）であること。</p> <p>(b) ~ (e)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>